○国土交通省告示第八百八十五号

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条の三の七の規定により、同規則第十八条の三の四第二項第二号に掲げる事項の変更の届出があったので、同規則第十八条の三の十六第二号の規定により、公示する。

平成二十五年九月二十五日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　(一)　登録番号　21

(二)　変更後の登録基幹技能者講習実施機関の名称

一般社団法人　日本建築板金協会

(三)　変更年月日　平成二十五年四月一日

○国土交通省告示第八百八十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年九月二十五日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　(一)　砂防法第二条の土地の表示

宮ノ入

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

新潟県南魚沼市上出浦

字宮ノ入　一九八番　一号

字小カラ沢　一九五番　二号

字カラ沢　一五四番　六号

一六六番一　七号

新潟県南魚沼市山口

字木ノメ沢　七一八番子　三号

七五五番一　四号

新潟県南魚沼市岡

字川原　一九八番　五号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

山吉沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

新潟県南魚沼市君帰

字東　五四七番地先道路敷　一号から三号まで

四号及び五号

六号

七号

八号

九号及び十号

字南沢　五三五番一

五一〇番

字北沢　八九二番一

八八〇番

八六五番一

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

十二沢川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和五十五年建設省告示第六百八十八号で指定した同号十七に掲げる土地の区域を除く。）

新潟県南魚沼市小栗山

字宮田　四六九番　一号

四八二番　二号

四七一番　三号

四五七番　四号

字長表　四四一番一　五号

四三三番一　六号

四三六番　七号及び八号

三九八番　九号

四　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大堀川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を昭和四十五年建設省告示第千三十四号で指定した同号五八に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

新潟県南魚沼市雲洞

字鎌岩　一二〇九番卯　一号

一二〇九番　二号から六号まで

一二一〇番二地先水路敷　七号

五　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

田ノ入沢左支渓

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

新潟県十日町市新座

字姥堂浦　甲一〇七一番　一号から七号まで

甲一〇六八番　八号

甲一〇六七番　九号から十一号まで

甲一〇六六番　十二号

六　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

晒川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十年建設省告示第四百六十六号で指定した晒川に掲げる土地の区域を除く。）

新潟県十日町市

字ほと坂　辰甲六五八番一　一号

辰乙五四五番　二号

辰乙一五一番一　十三号

辰乙一四八番　十四号

辰乙一二六番　十五号

辰乙五二八番　三号

辰乙五一六番一　四号

辰乙五一三番　五号

辰乙四七三番　六号

辰乙四六三番　七号

辰乙四三八番四　八号

字清水平　辰乙二〇五番二　九号

字赤城　辰乙二〇一番　十号

辰乙一七六番一　十一号

辰乙一六八番　十二号

字念珠　辰乙九七番　十六号

字榎平　辰甲五三一番一　十七号

七　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

神楽沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

新潟県十日町市

字蕪沢　七八九番　一号及び二号

七九一番　三号及び四号

七九二番　五号から七号まで

七九六番　八号及び九号

七九八番　十号

五八六番一　二十号

新潟県十日町市山本

字下境沢　一八一三番　十一号から十六号まで

一八一一番　十七号から十九号まで

八　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

漆島沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

新潟県十日町市伊達

字中子　丁五〇三番一　一号から八号まで

字浦ノ沢　戊三四八番　九号から十一号まで

字浦ノ平　戊三五〇番　十二号から十五号まで

新潟県十日町市伊達

戊三四九番　十六号

○国土交通省告示第八百八十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年九月二十五日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

坂梨

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

熊本県阿蘇市一の宮町大字坂梨

字福岡　一六六四番一　一号

一七五九番　二号

一七六五番二　三号

一七六九番　四号

一七四二番　五号

一七二三番　六号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

北坂梨川1

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

熊本県阿蘇市一の宮町大字北坂梨

字小畑　七三八番　一号

七三九番二　四号及び八号から十号まで

七三九番一　十一号から十三号まで

字八千場　八六一番　二号

八六〇番　三号

八五七番　五号及び六号

八五八番　七号

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

前田川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十一号までを順次結んだ線に囲まれた土地の区域

熊本県葦北郡芦北町大字天月

字前田　一三六四番　一号から三号まで

一三六五番　四号及び十六号

一三六一番二　五号